

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和5年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第2節 雨水出水対策	第2節 雨水出水対策	
16	1～2 省略 3 <u>下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u>	1～2 省略 3 <u>(削除) 浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</u>	表記の整理
	第3節 浸水想定区域における対策	第1節 防災の基本理念	
16	1 雨水出水浸水想定区域の指定 水防法に基づき、 <u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等</u> について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。	1 雨水出水浸水想定区域の指定 水防法に基づき、 <u>雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設</u> について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。	水防法の改正による指定対象排水施設の拡大のため
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
20	第3節 砂防対策	第3節 <u>土砂災害対策</u>	表記の整理
	第8章 都市の防災性の向上	第8章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
	第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化	第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化	
	第2節 ライフライン施設	第2節 ライフライン施設	
27	6 下水道 下水道事業者は、次の対策を実施する。 (1)～(4) 省略	6 下水道 下水道 <u>管理者</u> は、次の対策を実施する。 (1)～(4) 省略	表記の整理
31	2 災害対策等に関する土地利用規制 (1) 災害危険区域の指定 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 <u>(追記)</u>	2 災害対策等に関する土地利用規制 (1) 災害危険区域の指定 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u>	災害危険区域の指定廃止等に伴う修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和5年2月修正)	修正案	改正理由
	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
46	3 避難行動要支援者対策 町は、(中略)この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u>	3 避難行動要支援者対策 町は、(中略)この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u>	避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針に基づく修正
	(1) 避難支援等関係者となる者 ア 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて<u>避難支援計画の策定等の支援活動</u>を行う者 (ア) 自主防災会 (イ) 地域支援者 (ウ) 民生委員・児童委員 (エ) 社会福祉協議会 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> イ 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者 ウ 上記アに加え、<u>消防班等の消防機関、(追記)自衛隊</u>その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者	(1) 避難支援等関係者となる者 ア 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて<u>(削除)支援活動</u>を行う者 (ア) 自主防災会 (イ) 地域支援者 (ウ) 民生委員・児童委員 (エ) 社会福祉協議会 <u>(オ) 介護支援専門員</u> <u>(カ) 相談支援専門員</u> イ 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者 ウ 上記アに加え、<u>(削除)消防機関、警察、自衛隊</u>その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者	表記の整理
47	(2)～(3) 省略 (4) 名簿の更新に関する事項 ア 避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。 イ 登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員<u>(追加)</u>を通じて町長に報告し、町は登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。	(2)～(3) 省略 (4) 名簿の更新に関する事項 ア 避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。 イ 登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員等を通じて町長に報告し、町は登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和5年2月修正)	修正案	改正理由
48	(5)～(6) 省略 (7) 避難支援等関係者の安全確保 支援計画を策定するにあたっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要性があることも踏まえて計画を策定するものとする。 (8)～(9) 省略 (10) 個別避難計画の作成 ア 個別避難計画の作成 町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、<u>避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u>等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 イ～ウ(省略) ((11) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>(追記)</u>緊急避難場所から<u>(追記)</u>避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。	(5)～(6) 省略 (7) 避難支援等関係者の安全確保 <u>個別避難計画</u>を策定するにあたっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要性があることも踏まえて計画を策定するものとする。 (8)～(9) 省略 (10) 個別避難計画の作成 ア 町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・<u>同居家族等のほか、わたしの状態・緊急時連絡先・地域支援者・避難支援に関する事項・自宅から避難先までの経路・避難生活に係る支援及び介助方法</u>等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 イ～ウ(省略) (11) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に<u>指定</u>緊急避難場所から<u>指定避難所</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。	表記の整理 町個別避難計画様式の変更に伴う修正
	第13章 防災訓練及び防災意識の向上	第13章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
56	2 防災に関する知識の普及 町及び県は、(中略) 図るものとする。 さらに、<u>(追記)</u> 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。	2 防災に関する知識の普及 町及び県は、(中略) 図るものとする。 さらに、<u>自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u> 加えて、<u>防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u>	表記の整理 (防災人材育成の主体等)

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（令和5年2月修正）	修 正 案	改正理由												
	3 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等 <u>その他</u> 生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>など</u> の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。 (略)	3 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等 <u>(削除)</u> の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>等</u> の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。 (略)	表記の整理												
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策													
	第1章 活動態勢（組織の動員配置）	第1章 活動態勢（組織の動員配置）													
	第2節 災害対策本部の設置・運営	第2節 災害対策本部の設置・運営													
64	2 組織及び活動体制 [災害対策本部の所掌事務] <table><tr><td>建設部 部長 建設部長</td><td>土 木 班 （道路河川課、土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長</td><td>1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長</td><td>1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道（雨水を除く）施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。</td></tr></table>	建設部 部長 建設部長	土 木 班 （道路河川課、土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。		上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道（雨水を除く）施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。	2 組織及び活動体制 [災害対策本部の所掌事務] <table><tr><td>建設部 部長 建設部長</td><td>土 木 班 （道路河川課、土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長</td><td>1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。</td></tr><tr><td></td><td>上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長</td><td>1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道 <u>(削除)</u> 施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。</td></tr></table>	建設部 部長 建設部長	土 木 班 （道路河川課、土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。		上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道 <u>(削除)</u> 施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。	表記の整理
建設部 部長 建設部長	土 木 班 （道路河川課、土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。													
	上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道（雨水を除く）施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。													
建設部 部長 建設部長	土 木 班 （道路河川課、土木維持管理課） 班長 土木維持管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。													
	上下水道班（上下水道課） 班長 上下水道課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道 <u>(削除)</u> 施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。													

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行 (令和5年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
77	《伝達経路》 ※注意。 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 3 西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 4 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	《伝達経路》 ※注意。 1 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 二重線の連絡経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 3 西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (削除)	気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和5年2月修正)	修 正 案	改正理由
	第10章 水・食料・生活必需品等の供給	第10章 水・食料・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
132	1 飲料水供給の方法 (1) 給水は給水班により行う。 (2)～(6)省略	1 飲料水供給の方法 (2) 給水は上下水道班により行う。 (2)～(6)省略	表記の整理
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等	
177	7 災害見舞金 (1) 町は、自然災害により、死亡(行方不明を含む。)又は30日以上 の入院治療した場合並びに家屋が全半壊、全半焼又は床上浸水し た場合に、「東浦町災害見舞金等支給要綱」により、被害程度に応 じて見舞金を贈る。 (2) 県は、自然災害により、死亡(行方不明を含む。)又は重傷を負っ た場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて 見舞金を贈る。	7 災害見舞金 (1) 町は、自然災害により、死亡(行方不明を含む。)又は30日以上 の入院治療した場合並びに家屋が全半壊、全半焼又は床上浸水し た場合に、「東浦町災害見舞金等支給要綱」により、被害程度に応 じて見舞金を支給する。 (2) 県は、自然災害により、死亡(行方不明を含む。)又は重傷を負っ た場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて 見舞金を支給する。	表記の整理